

厚生労働省告示第二百十九号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）及び障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十四年政令第二十六号）の施行に伴い、並びに児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十七条の六第一項の規定に基づき、児童福祉法施行令第二十七条の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法（平成十九年厚生労働省告示第四百十号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十日

厚生労働大臣 小宮山洋子

本文を次のように改める。

児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号。以下「令」という。）第二十七条の六第一項に規定する厚生労働大臣が定める方法により算定する額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。

一 別表第一の上欄に掲げる入所給付決定保護者（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以

下「法」という。)第二十四条の三第六項に規定する入所給付決定保護者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額

二 別表第二の上欄に掲げる入所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額に別表第三の上欄に掲げる入所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額を加えて得た額

別表第一中「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に改め、同表の二の項中「第二十七条の二第一項第四号」を「第二十七条の二三号」に改める。

別表第二中「施設給付決定保護者の区分」を「入所給付決定保護者の区分」に改め、同表の一の項中「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に、「指定施設支援」を「指定入所支援」に、「第二十四条の二第二項」(法第六十三条の三の二第三項の規定により適用する場合を含む。以下同じ)の規定により算定された障害児施設給付費の額に九十分の百(法第二十四条の五(法第六十三条の三の二第三項の規定により適用する場合を含む。以下同じ)の規定が適用される場合にあつては、百分の百を法第二十四条の五に規定する百分の九十を超え百分の百以下の範囲内において都道府県が定めた割合(以下「都道府県特例割合」という。)で除して得た割合)を乗じて得た額」を「第二十四条の二第二項第一号(法第二十四条の二第二項の規定により適用する場合を含む。)に掲げる額」に改め、同表の二の項中「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に、「指定施設支

援」を「指定入所支援」に、「第二十四条の二第二項の規定により算定された障害児施設給付費の額に九十分の百（法第二十四条の五の規定が適用される場合にあつては、百分の百を都道府県特例割合で除して得た割合）を乗じて得た額」を「第二十四条の二第二項第一号（法第二十四条の二十四第二項の規定により適用する場合を含む。）に掲げる額」に改める。

別表第三中「施設給付決定保護者の区分」を「入所給付決定保護者の区分」に改め、同表の一の項中「施設給付決定に」を「入所給付決定に」に、「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に改め、同表の二の項及び三の項を削り、同表の四の項中「前三項」を「前項」に改め、同項を同表の二の項とする。

附則中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に、「第二十七条の二第一項第四号」を「第二十七条の二第三号」に、「第十七条第一項第二号又は第四号」を「第二十七条の二第二号又は第三号」に改める。